



利益相反自己申告

倫理委員会

教職員本人の申請

<p>A. 経済的利害関係</p>	<p>○株式・新株予約権等の取得・保有・売却、出資をした。 未公開株（公開後1年以内も含む）は1株以上、公開株は発行済み株の5%以上保有している場合、該当します。また、L.L.C(合同会社)、L.L.P(有限責任事業組合)等への資金提供は出資に該当します。 <input type="radio"/>有 <input checked="" type="radio"/>無</p> <p>○年間100万円以上の個人収入(*1) (知的財産権：特許・著作権等の移転によるロイヤリティ収入は、個人分配分と研究室分配分の年間合計200万円以上)を得た。 <input type="radio"/>有 <input checked="" type="radio"/>無</p> <p>○無償で機材借用・役務提供(*2)を受けた、無償で物品・試料等の提供を受けた(契約の有無を問わない。ただし、共同研究契約・受託研究契約・受託業務契約に含まれるものを除く)。 <input type="radio"/>有 <input checked="" type="radio"/>無</p> <p>○融資、保証を受けた(銀行などの金融機関は除く)。 <input type="radio"/>有 <input checked="" type="radio"/>無</p>
<p>B. 産学連携活動等の関係</p>	<p>○産学連携活動(*3) <input type="radio"/>有 <input checked="" type="radio"/>無</p> <p>○非上場企業またはNPOを含む非営利法人への兼業(役員・一般) <input type="radio"/>有 <input checked="" type="radio"/>無</p>
<p>C. 当該治験を実施するのに併せて、さらに上記AおよびBの項目のいずれかに該当する場合</p>	<p><input type="radio"/>有 <input checked="" type="radio"/>無</p>

教職員の家族（教職員と生計を同じにする配偶者および一親等の者）の申告

<p>A. 経済的利害関係</p>	<p>○申告に係る法人等の職員である。 <input type="radio"/>有 <input checked="" type="radio"/>無</p> <p>○株式・新株予約権等の取得・保有・売却、出資をした。 未公開株（公開後1年以内も含む）は1株以上、公開株は発行済み株の5%以上保有している場合、該当します。また、L.L.C(合同会社)、L.L.P(有限責任事業組合)等への資金提供は出資に該当します。 <input type="radio"/>有 <input checked="" type="radio"/>無</p> <p>○年間100万円以上の個人収入(*1) (知的財産権：特許・著作権等の移転によるロイヤリティ収入は、個人分配分と研究室分配分の年間合計200万円以上)を得た。 <input type="radio"/>有 <input checked="" type="radio"/>無</p> <p>○無償で機材借用・役務提供(*2)を受けた、無償で物品・試料等の提供を受けた(契約の有無を問わない。ただし、共同研究契約・受託研究契約・受託業務契約に含まれるものを除く)。 <input type="radio"/>有 <input checked="" type="radio"/>無</p> <p>○融資、保証を受けた(銀行などの金融機関は除く)。 <input type="radio"/>有 <input checked="" type="radio"/>無</p>
<p>B. 産学連携活動等の関係</p>	<p>○産学連携活動(*3) <input type="radio"/>有 <input checked="" type="radio"/>無</p> <p>○非上場企業またはNPOを含む非営利法人への兼業(役員・一般) <input type="radio"/>有 <input checked="" type="radio"/>無</p>
<p>C. 当該治験を実施するのに併せて、さらに上記AおよびBの項目のいずれかに該当する場合</p>	<p><input type="radio"/>有 <input checked="" type="radio"/>無</p>

(*1) 国、地方自治体、独立行政法人など公的機関からの兼業報酬、学校の講義等（非常勤講師）による収入および医療機関等からの医療行為に関連する兼業報酬は含みません。

(*2) 自主研究や学会の際、人員を派遣して頂く場合が考えられます。なお、学会のうち、企業との共催によるもの、また共同研究契約・受託研究契約・受託業務契約に含まれるものは除きます。

(*3) ①寄附金、②共同研究・受託研究(治験を除く)・受託業務(依頼試験・分析含む)・学術指導・コンソーシアム、③研究助成金の各受入(①～③はそれぞれ年間200万円以上（間接経費、研究科、消費税、全てを含んだ総額）の場合)、④寄附講座・寄附研究部門所属職員で、当該課題において寄附元の製品を使う等、本研究に関し、寄附元との関連性があると想定される可能性のある場合、⑤受託研究員等(企業からのポストドクを含む)の受入、⑥成果物の授受、⑦非上場企業またはNPOを含む非営利法人へ兼業する場合などが該当します。なお、上記②、③については、国、地方自治体、独立行政法人など公的機関の研究費のみの場合は含みません。ただし、当該研究費をもとに民間企業との共同研究、受託研究、再委託業務など行う場合は、申告の対象となります。該当としては、NEDOのプロジェクトのように民間が受けたプロジェクトについて、大学が再委託を受ける場合などです。

保存

さん

